

高額療養費制度が変わります。

- 平成27年1月1日から、70歳未満の自己負担限度額の適用区分が細分化され、3段階から**5段階になります**。なお、70歳以上は今まで通りです。
- この改正に伴い限度額適用認定証の表記が、これまでのアルファベット（A～C）からカタカナ（ア～オ）に変わります。

<改正前>

所得区分	算定基準額
A 上位所得者 (旧ただし書 所得600万円超)	150,000+ (総医療費-500,000) × 1% <多数回該当: 83,400>
B 一般所得者 (旧ただし書 所得600万円以下)	80,100+ (総医療費-267,000) × 1% <多数回該当: 44,400>
C 低所得者 (市町村民税 非課税)	35,400 <多数回該当: 24,600>



<改正後>

所得区分	算定基準額
ア 旧ただし書所得 901万円超	252,600+ (総医療費-842,000) × 1% <多数回該当: 140,100>
イ 旧ただし書所得 600万円超 901万円以下	167,400+ (総医療費-558,000) × 1% <多数回該当: 93,000>
ウ 旧ただし書所得 210万円超 600万円以下	80,100+ (総医療費-267,000) × 1% <多数回該当: 44,400>
エ 旧ただし書所得 210万円以下	57,600 <多数回該当: 44,400>
オ 市町村民税非課税	35,400 <多数回該当: 24,600>

出産育児一時金の制度が変わります。

- 現在、出産育児一時金の支給額は、42万円（39万円＋産科医療補償制度の掛金分 [3万円]）となっています。
今回、産科医療補償制度が見直され、平成27年1月1日出産分から、掛金が3万円から1万6千円に引き下げられます。
- これを受けまして、出産育児一時金の支給額は、40万4千円＋産科医療補償制度の掛金分 [1万6千円] の合計42万円となります。